

### 【新設】(利益の配当に係る被配分当期対象租税額)

18-1-81 規則第38条の29第7項第4号ロ(被配分当期対象租税額等)の「配分可能当期対象租税額(当該配分会社等が受ける令第155条の35第3項第6号の利益の配当を課税標準として課されるものに限るものとし、特定配分可能当期対象租税額を除く。)」は、令第155条の35第3項第6号(調整後対象租税額の計算)の構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により同号の利益の配当を課税標準として源泉徴収の方法又は外国におけるこれに類する方法により課される対象租税の額(法人税等調整額を除く。)を含めて算定することに留意する。

### 【解説】

1 令和7年度の税制改正により、被配分当期対象租税額の計算方法等について見直しが行われ、例えば、子会社等(法人税法施行令第155条の35第3項第6号に規定する構成会社等又は共同支配会社等をいう。以下同じ。)が親会社等(同号に規定する親会社等をいう。以下同じ。)に対して行う利益の配当(同号の利益の配当をいう。以下同じ。)に係る被配分当期対象租税額については、その親会社等が特定法人税法(注1)以外の法人税法等(法人税又はこれに相当する税に関する法令をいう。以下同じ。)の規定の適用を受ける場合又は特定法人税法の規定の適用を受ける場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされた(令155の35③六、規38の29⑥⑦四)。

- (1) 特定法人税法以外の法人税法等の規定の適用を受ける場合 親会社等の配分可能当期対象租税額(その親会社等が受ける利益の配当を課税標準として課されるものに限る。)のうちその利益の配当に係る部分の金額(その金額に子会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、その金額を減算した金額)として合理的な方法により計算した金額
- (2) 特定法人税法の規定の適用を受ける場合 次に掲げる金額の合計額(その合計額に子会社等の個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係る部分の金額がある場合には、その金額を減算した金額)

イ 配分会社等(注2)の特定配分可能当期対象租税額に(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(イ) その子会社等に係る配分基準額(注3)

(ロ) その配分会社等及びその配分会社等に係る被配分会社等(注2)に係る配分基準額の合計額(合計配分基準額)

ロ 配分可能当期対象租税額(その配分会社等が受ける利益の配当を課税標準として課されるものに限るものとし、特定配分可能当期対象租税額を除く。)のうちその利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額

(注1) 特定法人税法とは、法人税又はこれに相当する税(以下「法人税等」という。)に関する法令のうち、配分会社等が有する恒久的施設等の所得、その配分会社等の益金の額に算入される会社等の所得若しくは会社等から受けた利益の配当につき課される法人税等の額か

ら、その配分会社等が有する他の恒久的施設等の所得、その配分会社等の益金の額に算入される他の会社等の所得若しくは他の会社等から受けた利益の配当につき課されるその法人税等以外の税の額を控除することができることとされているもの又はこれに類するものをいうこととされている（規 38 の 29⑨一）。

（注 2） 配分会社等とは、法人税法施行令第 155 条の 35 第 3 項第 1 号に規定する恒久的施設等を有する構成会社等若しくは共同支配会社等、同項第 4 号に規定する親会社等、同項第 5 号に規定する対象会社等又は同項第 6 号に規定する親会社等をいうこととされている（規 38 の 29⑦）。

被配分会社等とは、次に掲げるものをいうこととされている（規 38 の 29⑦一ロ）。

- (1) 同項第 1 号に規定する恒久的施設等又は同項第 4 号から第 6 号までに規定する構成会社等若しくは共同支配会社等
- (2) その配分会社等がその特定法人税法における外国税額控除等（法人税法施行規則第 38 条の 27 第 3 項第 1 号に規定する外国税額控除等をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合において、その外国税額控除等に係る国外所得金額等（法人税法第 69 条第 1 項に規定する国外所得金額又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令におけるこれに相当するものをいう。以下同じ。）が生ずることとなるときにおける(1)に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に準ずるもの

（注 3） 配分基準額とは、配分会社等又は被配分会社等の(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した残額をいうこととされている（規 38 の 29⑨三）。

- (1) その配分会社等又は被配分会社等の調整後国外所得金額等（特定法人税法における外国税額控除等に係る国外所得金額等を配分会社等又は被配分会社等ごとに、その特定法人税法の規定を勘案して、一定の調整を行い算出した場合におけるその国外所得金額等をいう。以下同じ。）のみについてその配分会社等に適用される特定法人税法の規定により税が課されるとしたならば算出される税の額（その配分会社等がその特定法人税法における外国税額控除等の適用を受ける場合には、その適用がないものとして計算した場合のその税の額）としてその特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額
- (2) その配分会社等又は被配分会社等が(1)の特定法人税法における外国税額控除等の適用を受けることができる(1)の調整後国外所得金額等につき課される税に係る部分の金額（法人税法施行規則第 38 条の 28 第 3 項第 1 号リに規定する繰越外国税額に係る部分の金額を除く。）

2 上記 1 (2)イ及びロの特定配分可能当期対象租税額とは、配分可能当期対象租税額のうち配分会社等に適用される特定法人税法に係る部分の金額（源泉徴収の方法等により課される部分の金額を除く。）からその金額に係る次に掲げる金額を控除した残額をいうこととされている（規 38 の 29⑨二）。

（1） その配分会社等に係る特定調整後国外所得金額等以外の所得の金額（適格給付付き税額控除額等について一定の調整を行った金額）のみ

についてその特定法人税法の規定により税が課されたならば算出される税の額としてその特定法人税法の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額

(2) 特定外国子会社合算税制等（法人税法施行規則第38条の28第4項第4号に規定する特定外国子会社合算税制等をいう。）に係る税の額  
また、この配分可能当期対象租税額とは、構成会社等又は共同支配会社等の当期対象租税額（当期法人税等の額に係る部分に限る。）にその当期対象租税額に係る法人税法施行令第155条の35第2項第3号イに掲げる金額を加算した金額をいうこととされている（令155の35③一）。

3 ここで、親会社等が特定法人税法の規定の適用を受ける場合においては、上記1(2)の計算を行うところ、上記1(2)ロは「配分可能当期対象租税額（その配分会社等が受ける利益の配当を課税標準として課されるものに限るものとし、特定配分可能当期対象租税額を除く。）のうちその利益の配当に係る部分の金額として合理的な方法により計算した金額」とされており、この「配分可能当期対象租税額（その配分会社等が受ける利益の配当を課税標準として課されるものに限るものとし、特定配分可能当期対象租税額を除く。）」が何を意味するのかが問題となる。

4 この点、上記2のとおり、特定配分可能当期対象租税額とは、配分可能当期対象租税額のうち配分会社等に適用される特定法人税法に係る部分の金額（源泉徴収の方法等により課される部分の金額を除く。）から一定の金額を控除した残額とされていることから、「配分可能当期対象租税額（その配分会社等が受ける利益の配当を課税標準として課されるものに限るものとし、特定配分可能当期対象租税額を除く。）」は、子会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により利益の配当を課税標準として源泉徴収の方法又は外国におけるこれに類する方法により課される対象租税の額（法人税等調整額を除く。）、すなわち利益の配当に係るいわゆる源泉徴収税額を含めて算定することとなる。本通達では、このことを念のため明らかにしている。

したがって、利益の配当に係る源泉徴収税額については、「配分可能当期対象租税額（配分会社等が受ける利益の配当を課税標準として課されるものに限る。）」に含まれるため、利益の配当に係る被配分当期対象租税額の計算上、上記1(2)イによる配分基準額に基づく計算をする必要はない。

5 なお、法人税基本通達18-1-74の本文は、親会社等が特定法人税法以外の法人税法等の規定の適用を受ける場合の利益の配当に係る源泉徴収税額の取扱いを明らかにするものであり、その源泉徴収税額が「配分可能当期対象租税額（親会社等が受ける利益の配当を課税標準として課されるものに限る。）」に含まれるという点で、本通達と同旨のものである。